

資料3

第3期和泉市障がい児福祉計画における取組みについて ～令和6年度実績及び令和7年度の取組み～

目 次

1. 基本理念	2
2. 基本方針および方向性	2
(1) 地域支援体制の構築	3
(2) 保育、保健医療、教育の関係機関と連携した支援	5
(3) 地域社会への参加・包容の推進	8
(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備	11
(5) 障がい児相談支援の提供体制の確保	12
3. 重点目標および成果目標（障がい児支援の提供体制の整備等）	13
4. 計画の活動指標（障がい児支援等の見込量）	17

I. 基本理念

障がいのある人も みんないきいき 共に暮らせるまち・和泉

2. 基本方針および方向性

○基本方針

障がい児の健やかな育成のための発達支援

○障がい児福祉施策の方向性

- (1) 地域支援体制の構築
- (2) 保育、保健医療、教育の関係機関と連携した支援
- (3) 障がい児の地域社会への参加・包容の推進
- (4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- (5) 障がい児相談支援の提供体制の確保

(Ⅰ) 地域支援体制の構築

子どもの健やかな成長を支えるためには、保護者による子育てだけでなく、子どもと子育てを担う家族をとりまく地域からの支援が必要となります。障がい児支援については、児童発達支援センターを中心として、地域に点在する障がい児通所支援事業所等による重層的な支援体制の整備が必要であり、児童発達支援センターをはじめとする地域の事業所と連携を図りながら切れ目のない支援体制づくりを目指します。児童発達支援ネットワーク会議を障がい児支援の仕組みづくりに向けた協議の場として位置付けている中で、児童発達支援センターが果たすべき機能や一般の障がい児通所支援事業所との役割分担を明確にするとともに、就学以降も対象とした切れ目のない支援体制の構築に向けた検討をすすめます。

■関係機関及び協議の場

- ・保健（福祉）センター、児童発達支援センターはつがの園、和泉市児童発達支援ネットワーク会議

■令和6年度の取組み状況

① 保健（福祉）センターでは、就園や就学にあたって、保護者へ情報提供を行うだけではなく、地域の園や学校等の同行見学などを行うとともに、それぞれの機関とも連携し、支援児の相談結果や支援方針等を共有することで、切れ目のない支援を行いました。先天性疾患等により発達の遅れが顕著な支援児については、訓練の利用や地域の事業所等の活用含め支援の調整を行いました。

また、和泉市児童発達支援ネットワーク会議にて、各関係機関と療育支援における課題の整理や情報を共有しました。（健康づくり推進室）

② 和泉市児童発達支援ネットワーク会議代表者会議を1回、実務者会議を5回、個別支援会議を1回開催しました。実務者会議では、特に、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的な役割・機能を発

揮できるよう、現状把握と課題整理を行い、令和7年度から実施できる内容について協議しました。（子育て支援室）

■令和7年度の方向性や取組み予定

① 保健（福祉）センターでは、就園や就学にあたって、保護者へ情報提供を行うだけではなく、地域の園や学校等の同行見学などを行うとともに、それぞれの機関とも連携し、支援児の相談結果や支援方針等を共有することで、切れ目のない支援を行います。また、和泉市児童発達支援ネットワーク会議にて、各関係機関と療育支援における課題の整理や情報を共有していきます。（健康づくり推進室）

② 和泉市児童発達支援ネットワーク会議において、未就学の障がい児を中心とした療育システムや発達支援の提供に向け、現状把握や課題整理を行います。また、児童発達支援センターの中核的機能強化の進捗について情報共有し、中核的機能を発揮できるよう連携を図ります。（子育て支援室）

(2) 保育、保健医療、教育の関係機関と連携した支援

障がい児の健やかな成長・発達支援のためには、保育、保健医療、教育の関係機関との緊密な連携を図ることが重要となります。子どもの成長にあたっては、就園・就学や進学、卒業などライフステージでの節目があり、進学・進級に際して何らかの不安をもっている人の割合が多くなっており、その内容は「新しい環境への対応」「進学を決めるための情報」「療育・教育内容の引き継ぎ」が大部分を占めています。ライフステージが移行しても支援を円滑に引き継いでいくことができるよう、児童発達支援ネットワーク会議をはじめとした協議の場を積極的に活用し、連携の強化に努めていきます。

○関係機関及び協議の場

- ・市内公立幼稚園、公立保育園、民間認定こども園、民間保育園、市内小中学校園等
- ・保健（福祉）センター、和泉市児童発達支援ネットワーク会議、医療・教育・福祉の連携会議

○令和6年度の取組み状況

① 保健（福祉）センターでは、就園に向けて、児童発達支援ネットワーク会議や関係機関との連携を通して支援方針の共有を行いました。また、年2回の巡回相談等により、就学に向けた支援の調整や情報共有を行い、各所属先への円滑な支援の引き継ぎに努めました。

年中児の保護者対象に就学相談や進路選択に関する就学前説明会を2月に行い、就学に関して保護者が正しく理解できるように支援しました。また、9月と10月に小学生の子どもをもつ先輩の保護者を招いて、小学校生活のイメージづくりや保護者同士交流できるような機会を提供しました。（健康づくり推進室）

② 市内各幼稚園・保育園・認定こども園において、集団の中で個別の配慮や支援を必要とする児童の発達に

応じた適切な教育または保育が行われるよう関係機関と連携しながら、各園年 2 回の巡回相談を実施しました。5 歳児については、心理士、保健師、こども未来室幼保育成担当に加え、学校教育室人権担当が同席しケースカンファレンスを行い支援の共通理解に努めました。また、個別の配慮や支援を必要とする児童がスムーズに就学できるよう、市内保育園等に在籍の 5 歳児の支援児に対し、外部講師（臨床発達心理士）によるコンサルテーションを実施しました。保護者、就学予定先教諭、現担任と支援内容を共有することで切れ目のない支援を提供できるよう進めました。（こども未来室）

③ 一人ひとりの状況に応じた適切な指導や支援を行うために、教職員の専門性と資質向上を目的として、外部の専門家を招いたり、就学前の療育施設の見学等、支援教育研修を年間 3 回、校区ごとに担当指導主事による定期的な学校訪問を実施しました。また、アセスメントを的確に行うために、支援学校のリーディングスタッフによる支援教育コーディネーター研修を年間 4 回、訪問による各校への相談や研修を実施しました。臨床心理士による行動改善のための支援を年間 15 回、介助員研修で理学療法士からの直接のやり取りの中での支援方法について研修を実施しました。（学校教育室）

④ 和泉市児童発達支援ネットワーク会議代表者会議を 1 回、実務者会議を 5 回、個別支援会議を 1 回開催しました。実務者会議では児童発達支援センター及び特別支援児保育に関する入所調整を行い、支援が必要となる児童の通園先を確保しました。（子育て支援室）

⑤ 障がい児支援における医療・教育・福祉の連絡会議を 5 回開催しました。保護者が子どもの状況や医療受診の目的整理等に活用できる医療・教育・福祉連携シート「いずみっこ元気アップシート」を作成しました。また、子どもの成長を記録する「わたしノート」の改訂に向け検討しました。さらに、福祉サービスと学校との連携の現状について共有しました。（子育て支援室）

○令和7年度の方向性や取組み予定

- ① 保健（福祉）センターでは、発達育児相談の結果や支援方針等を関係機関や所属先と共有し、医療機関の受診状況も含めて連携を図ります。就園に向けては、児童発達支援ネットワーク会議等を活用し、また、就学に向けては、巡回相談等の機会に支援方針等を共有し、円滑な支援の引き継ぎを行います。就学前説明会や交流会を実施し、保護者が就学に関する正しい知識を得たり、交流できる機会を提供します。就学後も継続的に保護者支援が必要な家庭については、子育て支援室へも引継ぎを行います。（健康づくり推進室）
- ② 市内各幼稚園・保育園・認定こども園においては、引き続き、巡回相談、コンサルテーションを実施し、一人一人の支援につながるよう関係機関と連携を図ります。（こども未来室）
- ③ 市内各学校において、教職員の専門性と資質向上を図り、一人ひとりの状況に応じた適切な指導や支援を行うことができるよう、支援教育研修の実施や教育委員会指導主事による各学校への巡回訪問、支援学校の地域支援リーディングスタッフとの連携・協力した支援教育リーディングチームの活用を行っていきます。臨床心理士による行動改善のための支援を行うとともに、理学療法士等の専門家が直接学校に訪問して指導することで、校内での支援体制の整備を行っていきます。（学校教育室）
- ④ 和泉市児童発達支援ネットワーク会議で、成長・発達に応じた就園や必要な療育につながるよう協議します。また、発達支援における課題の整理や情報を共有していきます。（子育て支援室）
- ⑤ 医療・教育・福祉連携シート「いづみっこ元気アップシート」及び「わたしノート」の活用促進にむけ、周知・連携を図ります。また、中学校卒業後に支援が必要な子どもの把握に向けて取り組みます。（子育て支援室）

(3) 地域社会への参加・包容の推進

障がい児は、地域の保育、教育等を受け成長していくことが大切であることから、他の子どもも含めた集団の中での「育ち」を意識し、一人ひとりの個性に応じて自分らしく生きる社会の実現を目指します。児童発達支援センターについては、地域におけるインクルージョン推進の中核機関として、障がい児通所支援事業所等と保育・教育機関等との支援協力体制の構築を推進していく必要があります。子ども達がライフステージを通した様々な機会を通じて共に過ごし、共に成長することが大切であり、こども支援・子育て支援施策全体の中での連続性を意識し、インクルージョンを推進していきます。

○関係機関及び協議の場

- ・市内公立幼稚園・保育園、民間認定こども園、民間保育園、市内小中学校園等
- ・児童発達支援センターはつがの園

○令和6年度の取組み状況

① 市内各幼稚園・保育園・認定こども園で、集団の中で個別の配慮や支援が必要な児童に対して加配職員を配置しました。一人一人の児童に応じた必要な支援や集団の中での生活・居場所作りに取り組み、園生活の中で職員や友達と一緒に過ごし、お互いに認め合う意識を育てました。(こども未来室)

② 令和8年度開園に向け整備を開始した民間認定こども園の整備費用の一部について、補助金を交付しました。(こども未来室)

③ 障がいのない子どもも障がいのある子どもとの関わりを通じて障がいを理解し、他人を思いやる心を育み、

差別をしたり偏見を持つことなく、お互いの人格と個性を尊重し合う意識を育てるため、支援学級に在籍している児童生徒が、交流及び共同学習として通常の学級で学ぶ機会を持っています。また、居住地校交流として、支援学校に在籍している児童生徒が地元の学校の児童生徒と交流を令和6年度は16回実施しました。(学校教育室)

④ 市内各学校において、学校教育活動全般を通じ、共に生きる共生社会の実現に向けて努めています。また、障がい種別に応じた適切な学びの場を確保するために、各校に支援学級や通級指導教室を設置し、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用による一貫した指導・支援を行っています。また、医療的ケアを必要としている児童生徒に対しては、令和6年度、11名の学校看護師の派遣を行うなど体制整備を行っています。(学校教育室)

⑤ 和泉市児童発達支援ネットワーク会議実務者会議を通して、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的な役割・機能を發揮できるよう、現状把握と課題整理を行い、令和7年度より実施できる内容について協議しました。(子育て支援室)

○令和7年度の方向性や取組み予定

① 市内各幼稚園・保育園・認定こども園においては、引き続き、集団の中で個別の配慮や支援が必要な児童に対し加配職員を配置し、一人一人の児童に応じた必要な支援や集団の中での生活・居場所作りや互いに認め合う意識の育成を行います。(こども未来室)

② 令和8年度開園に向け整備中の民間認定こども園について、令和6年度に引き続き施設整備に対する補助金協議を国・府に対し行い、建設に向けた準備を進めます。(こども未来室)

③ 障がいの重度・重複化など、障がいのある子どもの教育を取り巻く状況の変化に伴い、児童生徒や保護者の意識やニーズが多様化しています。すべての児童生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育を基本として、一人ひとりのニーズに応じた教育を行っていきます。障がいのある児童生徒が生き生きと笑顔で過ごせるために、一人ひとりの生活自立や社会的自立をめざした教育の充実に取り組んでいきます。（学校教育室）

④ 市内各学校で、すべての子どもたちに心のバリアフリーに関する教育を行い、障がいのある・なしに関わらず共に生きる共生社会の実現に努めています。支援学級と通級指導教室の適切な学級設置を行っていきます。また、医療的ケアの必要な児童生徒についても、就学前施設と連携して早期に把握し、安心して就学でき、安全・安心に学校生活を送ることができるように、受け入れ体制の整備に努めています。（学校教育室）

⑤ 児童発達支援センターの中核機能強化に向けて、はつがの園と協議を行っていきます。和泉市児童発達支援ネットワーク会議の場を活用し、中核的機能強化の進捗について情報共有し、中核的機能を發揮できるよう連携を図ります。（子育て支援室）

（4）特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児や医療的ケアが必要な子ども等、保健・医療・福祉・教育との連携支援が欠かせない子どもについては、障がい者地域自立支援協議会の下に子ども部会として協議の場を設置し、各分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築に取り組みます。医療的ケアを必要とする子どもの総合的な支援については、家族のニーズを把握するとともに、医療的ケア児の育ちを保障するために、医療的ケア児コーディネーターが中心となり医療的ケア児とその家庭に対し関係機関と連携し支援するとともに、同会議の場において協議を行い、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた社会資源の開発・改善に取り組みます。

○関係機関及び協議の場

- ・和泉市障がい者地域自立支援協議会子ども部会

○令和6年度の取組み状況

- ① 医療的ケア児支援のための協議の場である和泉市障がい者地域自立支援協議会子ども部会を3回実施し、医療的ケア児の災害時対応等について検討しました。また、令和6年度は2件の対象家庭について関係機関や地域住民とともに具体的な災害時対応について取り組みました。（子育て支援室）

○令和7年度の方向性や取組み予定

- ① 和泉市障がい者地域自立支援協議会子ども部会にて、医療的ケア児の災害時対応についての検討を引き続き行います。また、移動支援や通学支援等の社会資源についても協議の場を通して検討を重ね、支援体制の整備に努めます。（子育て支援室）

(5) 障がい児相談支援の提供体制の確保

障がいの疑いがある段階から、障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、早期に支援のネットワークにつなぎ、ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供と、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ中心となる障がい児相談支援は重要な役割を担っています。障がい児相談支援事業所に対する連絡会や研修会を開催し、障がい児の発達支援や家族の支援を一体的に提供できるよう、相談支援体制の充実・強化を図るとともに、子育て支援室では総合的な相談支援を行い、乳幼児期から一貫した発達支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育機関の連携を充実しています。

○関係機関及び協議の場

- ・和泉市障がい児相談支援連絡会

○令和6年度の取組み状況

- ① 障がい児相談支援事業所に対する連絡会を年に2回開催し、障がい児の発達支援や家族の支援を一体的に提供できるよう、相談支援体制の充実・強化を図りました。令和6年12月は、児童発達支援ガイドラインや障がい児支援の基本理念などを踏まえた相談支援計画の立て方に関する講義、令和7年2月は、モニタリングの方法と意思決定支援について事例検討を行いました。（子育て支援室）

○令和7年度の方向性や取組み予定

- ① 障がい児相談支援事業所に対する連絡会を年に3回開催し、障がい児の発達支援や家族の支援を一体的に提供できるよう、相談支援体制の充実・強化を図ります。（子育て支援室）

3. 重点目標および成果目標に対する実績

○重点目標 障がい児支援の提供体制の整備

①児童発達支援センター

【国の基本指針】

令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村、または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

【和泉市における成果目標の考え方】

児童発達支援センターについては、すでに1か所整備済みであることから、引き続き、地域における中核的な支援施設として位置づけ、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、地域の障がい児通所支援事業所等に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、地域のインクルージョン推進の中核としての機能、地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能の充実を図ります。

【成果目標】

	実績値（令和6年度末）	目標値（令和8年度末）
児童発達支援センター	1か所	1か所

②保育所等訪問支援

【国の基本指針】

児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援 等を活用しながら、令和8年度末までに、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

【和泉市における成果目標の考え方】

保育所等訪問支援は、児童発達支援センターを含む5施設が実施しており、引き続き、児童発達支援センターをはじめとする専門職による保育所等訪問支援事業を充実し、子どもや保護者が地域社会の中で安心して生活できるようなインクルージョンに向けた環境整備を進めることを目指して、児童発達支援ネットワーク会議でインクルージョン推進の課題整理に取り組みます。

【成果目標】

	実績値（令和6年度末）	目標値（令和8年度末）
保育所等訪問支援 実施施設数	3か所	7か所

③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保

【国の基本指針】

令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村、または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

【和泉市における成果目標の考え方】

重い障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもが身近な地域で必要な支援を受け、地域社会の一員として安心して暮らせるよう、重症心身障がい児を支援する児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所を確保します。

令和5年度末時点で、児童発達支援事業所が5か所、放課後等デイサービス事業所が5か所確保されている状況にあり、今後は安定した体制を確保することを目標とします。

【成果目標】

	実績値（令和6年度末）	目標値（令和8年度末）
重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所	5か所	5か所
重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所	5か所	6か所

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【国の基本指針】

令和8年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、医療的ケア児等支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【和泉市における成果目標の考え方】

医療的ケアが必要な子どもが地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう支援体制の整備が必要です。関係機関による協議を重ねた中で、令和5年度からは自立支援協議会子ども部会に協議の場を設置し、医療的ケア児の現状・課題を共有し、支援方策の協議を行っています。

【成果目標】

	実績値（令和6年度末）	目標値（令和8年度末）
医療的ケア児支援のための協議の場	設置	設置
医療的ケア児等コーディネーターの配置	福祉関係 1人 医療関係 1人	福祉関係 1人 医療関係 1人

4. 計画の活動指標（障がい児支援等の見込量および実績）

①障がい児通所支援等 見込量と実績（月あたり）

		令和6年度		令和7年度	令和8年度
		見込量	実績	見込量	見込量
児童発達支援	利用日数	1,652人日分	1,599人日分	1,720人日分	1,791人日分
	利用者数	157人	157人	160人	163人
放課後等 デイサービス	利用日数	8,511人日分	8,468人日分	9,221人日分	9,990人日分
	利用者数	673人	613人	737人	807人
保育所等訪問支援	利用回数	52回	25回	63回	77回
	利用者数	52人	23人	63人	77人
居宅訪問型 児童発達支援	利用回数	9回	0回	9回	9回
	利用者数	1人	0人	1人	1人
障がい児相談支援	利用者数	91人	105人	95人	99人

【考察】

児童発達支援および放課後等デイサービスについて、見込量に近い実績となっており、見込量のサービス量を確保しています。居宅訪問型児童発達支援の事業所は市内にありませんが、今後のニーズに備え、新規および既存事業所への事業開設の働きかけを行うとともにニーズがあった場合の受入れについて、引き続き広域での調整・連携をすすめていきたいと考えます。

保育所等訪問支援は、事業所が不足していることもあります、利用者および利用回数ともに下回る実績となりました。引き続き利用者への周知を図るとともに、新規および既存事業所への事業開設への働きかけを行います。

②医療的ケア児支援 見込量と実績

		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		見込量	実績	見込量	見込量	見込量	見込量
医療的ケア児 コーディネーター	配置人数	福祉関係 1人					
		医療関係 1人					

【考察】

医療的ケア児コーディネーターを配置し、医療的ケア児支援のための協議の場である和泉市障がい者地域自立支援協議会子ども部会にて、医療的ケア児の災害時対応等について検討しました。また、令和6年度は、2件の対象家庭について関係機関や地域住民とともに具体的な災害時対応について取り組みました。引き続き、災害時対応についての検討に加え、移動支援や通学支援等の社会資源についても協議の場を通して検討を重ね、支援体制の整備に努めたいと考えています。

③発達障がい児等支援 見込量と実績

		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		見込量	実績	見込量	見込量		
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 支援プログラム等	受講者数	10人	12人	10人	10人	10人	10人
	実施者数	2人	2人	2人	2人	2人	2人
ペアレントメンター	登録人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
ピアサポート活動	参加人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【考察】

令和6年度は、2クール（1クール全6回）・計12人に対し、外部によるペアレントトレーニングを行いました。令和7年度も外部によるペアレントトレーニングを2クール行う予定です。

令和6年10月に外部のペアレントメンターによる保護者研修・交流会を行いました。令和7年度もペアレントメンターによる保護者研修・交流会を開催し保護者の不安軽減に努めたいと考えています。

【参考】各種サービスの概要

サービス名	サービスの概要
① 児童発達支援	障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。児童福祉法の改正により、令和6度からは類型（福祉型、医療型）が一元化されました。
② 放課後等 デイサービス	学齢期の障がいのある児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
③ 保育所等訪問 支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所等のスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援・アドバイスを行います。
④ 居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等の状態にある児童であって、障がい児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な障がいのある児童に発達支援が提供できるように、居宅を訪問して発達支援サービスを行います。
⑤ 障がい児相談 支援	障がいのある児童がライフステージに応じた支援ができるようサービスの調整を行い、支給決定または支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成し、通所支援利用開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
⑥ 医療的ケア児 コーディネーター	医療的ケア児とその家族の状況を踏まえた支援、医療的ケア児が日常生活上必要とする医療的ケアの状況を踏まえた上で、個々の発達段階に応じた発達支援を行うとともに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多職種が協働できるよう支援の調整を図り、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた個別支援を行います。

⑦	ペアレント トレーニング	親の子どもへの関わり方を変えることで、子どもの適切な行動を増やして不適切な行動を改善し、子どもの健やかな成長発達を促進することを目的とした、心理教育的アプローチです。子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを身につけることを目指します。
---	-----------------	---

■令和7年度の障がい児支援の検討の場について

